

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	富士山世界遺産センター
契約締結年月日	令和5年8月10日
契約者名	株式会社乃村工藝社
契約名	山梨県立富士山世界遺産センター南館「富嶽三六〇」演出 照明改修業務委託
契約金額 (税込み)	32,098,000円
随意契約理由	<p>本業務は、当センター南館のシンボル展示「富嶽三六〇」の演出照明の故障・老朽化に伴い、演出照明の改修を行うものである。</p> <p>本業務の実施には、「富嶽三六〇」を設計・施工し、独自のプログラム等演出について保守を行っている株式会社乃村工藝社の技術が必要であり、競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。</p> <p>また、株式会社乃村工藝社のみが行える業務であり、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由に該当するので見積合わせを省略した。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 山梨県財務規則第137条第3項